

長期優良住宅建築等計画に係る 技術的審査業務約款

日本タリアセン株式会社

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務約款

(趣旨)

第1条 依頼者（以下「甲」という。）及び日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則並びにこれに基づく告示・命令等を遵守し、この約款（依頼書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「本契約」という。）を履行する。

(甲の責務)

第2条 甲は、依頼する認定基準の区分を長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）に明記しなければならない。

2. 甲は、業務規程に従い、依頼書ならびに技術的審査に必要な図書を JTC に提出しなければならない。
3. 甲は、JTC が提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると認めて請求した場合は、JTC の技術的審査業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報の追加書類を双方合意の上、定めた期日まで遅滞なくかつ正確に JTC に提供しなければならない。
4. 甲は、業務規程に基づき算定され引受承諾書に定められた額の料金を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
5. 甲は、JTC の技術的審査において、対象住宅の計画に関し、JTC がなした認定基準への是正事項の指摘に対し、双方合意の上、定めた期日まで速やかに依頼図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

(JTC の責務)

第3条 JTC は、法及びこれに基づく命令によるほか業務規程に従い、公正、中立の立場で厳正かつ適正に、技術的審査業務を行わなければならない。

2. JTC は、引受承諾書に定められた第3条に規定する長期優良住宅建築等の認定に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
3. JTC は、甲から JTC の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

第4条 JTC の業務期日は、引受承諾書に定める日とする。

2. JTC は、甲が第2条及び第7条第1項に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
3. 甲が、JTC にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、JTC がその理由が正当であると認める場合には、JTC は業務期日の延期をすることができる。
4. 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・JTC 協議して定める。

(料金の支払期日)

第5条 甲の支払期日は、前条第1項に定める業務期日とする。

2. 甲と JTC は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。
3. 甲が、第1項の支払期日までに支払わない場合には、JTC は、適合証を交付しない。こ

の場合において、JTC が当該適合証を交付しないことによって甲に生じた損害については、JTC はその賠償の責めに任じないものとする。

(料金の支払方法)

- 第6条 甲は、業務規程に基づく料金を、前条の支払期日までに、JTC の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。
2. 甲と JTC は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

(適合証交付前の変更依頼)

- 第7条 甲は、適合証の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、双方合意の上定めた期日まで速やかに JTC に通知するとともに、変更部分の技術的審査関係図書を JTC に提出しなければならない。
2. JTC が、前項の変更を大規模なものとして認めた場合にあっては、甲は、当初の技術的審査の依頼を取り下げ、別件として改めて JTC に技術的審査を依頼しなければならない。
 3. 前項に規定する依頼の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

- 第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、JTC に書面をもって通知して本契約を解除することができる。
- (1) JTC が、正当な理由なく、技術的審査業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合
 - (2) JTC が本契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
2. 前項に規定する場合のほか、甲は、JTC の業務が完了するまでの間、いつでも JTC に書面をもって依頼を取り下げる旨を通知して本契約を解除することができる。
 3. 第1項の契約解除の場合、甲は、料金が既に支払われているときはこれの返還を JTC に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 4. 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を JTC に請求することができる。
 5. 第2項の契約解除(依頼の取り下げ)のうち、JTC は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。甲は、既に支払った料金が過大であるときは、その一部の返還を JTC に請求することができる。
 6. 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、JTC は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(JTC の解除権)

- 第9条 JTC は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知して本契約を解除することができる。
- (1) 甲が、正当な理由なく、第5条第1項に定める支払期日までに支払わない場合。
 - (2) 甲が本契約に違反したことにつき、JTC が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に適合証を交付することができないとき。
2. 前項の契約解除のうち、JTC は、料金が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該料金がまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、JTC は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
 3. 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、JTC は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(JTCの免責)

- 第10条 JTCは、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る住宅が建築基準法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しない。
2. JTCは、技術的審査を実施することにより、甲の依頼に係る住宅に瑕疵がないことを保証しない。
 3. JTCは、甲が提出した技術的審査依頼関係図書に虚偽があることその他に事由により、適切な技術的審査業務を行うことができなかつた場合は、当該技術的審査業務の結果に責任を負わないものとする。

(所管行政庁への説明)

- 第11条 JTCの行う技術的審査業務は、法第6条第1項の所管行政庁の認定の円滑化を図るために事前に行うものであることから、JTCは、関係所管行政庁から説明を求められた場合には、当該事案にかかる技術的審査の内容、判断根拠その他の情報について、当該所管行政庁に説明することができるものとする。

(秘密保持)

- 第12条 JTCは、本契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。
2. 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
 - (1) 既に公知の情報である場合
 - (2) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

(別途協議)

- 第13条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及びJTCは信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 27 年 2 月 17 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日より施行する。

平成 26 年 2 月 17 日 制定

平成 28 年 2 月 10 日 改訂